

愛川町教育委員会

令和7年5月27日

## 愛川町教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 7 年 5 月 2 7 日 (火)  
午前 9 時 0 0 分から午前 9 時 3 9 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会議録の承認について  
日程第 2 教育長報告事項について  
(1) 教育長報告  
日程第 3 令和 8 年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について  
日程第 4 令和 7 年度町一般会計補正予算 (教育関連) について  
日程第 5 学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】  
日程第 6 愛川町社会教育委員の委嘱について【非公開】  
日程第 7 その他
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明  
教育委員 (教育長職務代理者) 齊 郷 浩 之  
教育委員 梅 澤 秋 久  
教育委員 篠 崎 美 和  
教育委員 袖 山 浩 一
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 今 井 正 夫  
教育総務課長 宮 地 大 公  
指導室長兼教育開発センター所長 飯 田 哲 昭  
生涯学習課長 小 山 文 利  
スポーツ・文化振興課長 井 上 守  
教育総務課副主幹 前 田 幸 寛

- （宮地教育総務課長） 本日の会議に当たりまして、傍聴希望者が2人お見えになっております。教育委員会では法律の定めにより会議を原則公開としていますが、傍聴希望者の入室については、会議の冒頭で委員皆様の許可を得た後に行うこととしておりますので、お諮りをさせていただきます。

本日の議題において、個人情報を取り扱います日程第5、議案第5号 学校運営協議会委員の委嘱について及び日程第6、議案第6号 愛川町社会教育委員の委嘱についての議案以外は非公開とするような内容ではないと思われますので、傍聴を許可したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

- （宮地教育総務課長） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議は一部を除き公開といたしますので、傍聴者の方を入室させていただきます。

（傍聴者入室）

- （宮地教育総務課長） 傍聴者の方に申し上げます。

さきにお配りいたしました傍聴を希望される方へのお願いに基づきまして、傍聴をお願いいたします。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、本日の会議の日程第5、議案第5号 学校運営協議会委員の委嘱について及び日程第6、議案第6号 愛川町社会教育委員の委嘱については、個人情報を取り扱いますことから非公開となりますので、ご承知おきをお願いいたします。

また、会議次第以外の資料につきましては閲覧用となっておりますので、会議終了後に回収をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは教育長、よろしく願いいたします。

---

#### ◎開会

- （佐藤教育長） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会5月定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

4月定例会開催分で行った会議録については、事前に配付のとおりであります。これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑がありましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にご質疑等もございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認についてであります。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

◎日程第2

- （佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに教育長報告について、資料1に基づき、私から報告をさせていただきます。

4月22日から5月26日までの間に出席しました主なものについてご報告をいたします。

4月22日、教育委員会定例会。

局内会議。

23日、地域学校協働活動推進員委嘱状交付式が行われました。今年度は半原小学校の方に交代がありましたけれども、その他の学校の方は継続という状況で行われました。

24日、厚木愛甲地区の小学校校長会・郡小学校校長会のそれぞれ会長さんが、年度の当初の関係で来室されました。

第1回県央教育事務所管内の教育長会議がありましたので、参加をいたしました。

25日、志田山ホームの理事長さんが来室されました。学校の行事の中で連携がとれないか

というなお話でございましたので、学区の学校には声がかかるのではないかなと思います。

厚木地区私立幼稚園協会の懇親会がございましたので、参加をいたしました。

27日、第23回愛川オープンペタンク大会が坂本の青少年広場でございましたので、参加をいたしました。

28日、県央教育事務所の所長・副所長さんが来室をされました。

町職員親睦会の総会がこの日にございましたので、参加をいたしました。

29日、教育委員会表彰式ということで、委員の皆様にもご参加していただきましたけれども、同時にあいかわ公園でのつつじまつりがございました。天候にも恵まれまして多くの皆様にご参加していただき、盛況に終わることができました。

30日、学校訪問（高峰小学校・愛川中原中学校）。

第1回の県・市町村教育委員会教育長会議が横浜で行われましたので、参加をいたしました。

5月1日、監査委員の辞令交付式ということで、ここで監査委員さんが替わられたということで、齋藤千春監査委員さんへの辞令交付に同席いたしました。

学校訪問（中津第二小学校）。

そして第1回目の教育支援委員会がございましたので、各委員さんに委嘱状を交付させていただきます。

2日、神奈川県市町村教育長会の決算審査・幹事会・春の総会が本町で行われましたので、参加をいたしました。

8日、学校訪問（菅原小学校・愛川東中学校）。

9日、学校訪問（田代小学校・半原小学校）。

10日、令和7年度愛川町PTA連絡協議会総会が高峰小学校で行われました。今回、文化会館が現在工事中のため、学校での開催になりました。

12日、全国町村教育長会、第67回定期総会、研究大会の前日準備で、銀座ブロッサム中央会館に行きました。

13、14日は、全国町村教育長会の総会、研究大会ということで、両日参加をいたしました。

裏面にいきまして、14日、愛甲郡町村懇談会がありましたので参加をいたしました。

15日、学校訪問（中津小学校）。

16日、学校訪問（愛川中学校）。

神奈川県退職公務員連盟の厚木愛甲支部長さん、副支部長さんが来室されました。ここで支部長さんが替わられたということで、本町の中村さんという方が支部長になられまして、ご挨拶に来られました。

S C相模原が来室されました。

17日、令和7年度愛川町交通安全対策協議会の総会がございましたので、参加をいたしました。

19日、行政経営会議。

町スポーツ協会の第50回定期総会がありましたので、参加をいたしました。

20日、青少年補導員さん5名の皆様が、年度の頭ということでご挨拶に来られました。

21日、小中学校校長会議がございました。Z o o mで会議をさせていただきました。順調に1時間少々で会議を終了することができました。いろいろ課題はあると思いますけれども、去年も1度Z o o m会議をやりましたけれども、今年度も状況を見て開催していきたいと考えております。

同日、令和7年度町文化協会定期総会がございましたので、参加をいたしました。

23日、第1回目の文化財保護委員会議がありましたので、参加をいたしました。

24日、中学校の体育大会がございました。3校回ってまいりましたけれども、各学校いろいろ工夫しながら、午前日程で実施されていきました。愛川中原中学校は午前中に競技を行い、昼食をとった後、閉会式を行う形をとられていきました。体育大会では、本当に子どもたちが生き生きと活動している姿が見ることが出来て、大変良かったです。

また、どの学校も、安全面に十分配慮した形で取り組んでいたように思います。例えば、ローハイド（注釈：騎馬を組んでリレー形式で行うチーム競技）でしたら、距離を短くして転倒を防ぐとか、いろいろ工夫をされておりました。このように安全面に配慮しているため、大きな事故もなく、3校とも終わったようでございます。

教育長報告は以上でございますけれども、質疑等がありましたらお願いいたします。

はい。

- （梅澤委員） 2点あります。1つ目、校長会でZ o o mを活用したということは、良いことかなと思っています。状況に応じてという形で、効率的に進める場合には、移動の時間がなくなったりだとか、災害の状況下であったりだとか、そういった状況でもオンラインで会議ができるので、良いことかなと思います。一方で、全部これになってしまうと、何か稀薄かなというところもありますので、そこは考えていただきたいです。

もう1点です。資料1の表面の4月24日、これは表記の修正のお願いです。郡小学校校長会の「郡」が「群」になってしまっているのです、ここの修正をお願いします。

以上です。

- （佐藤教育長） 大変失礼しました。
- （梅澤委員） 校長先生が群れちゃう。
- （佐藤教育長） Zoomについては、画面を通してのやりとりですと、どうしても希薄化を感じる部分もあります。やはりそこで1回でも、対面で直接のやりとりがあるとまた随分違うのでしょうか、画面越しだけでは、一方通行になってしまう、そういうところは気をつける必要があると考えています。対面での良さと、オンラインでの良さを踏まえて、ハイブリッドで開催できるよう考えていきたいと思えます。

他にいかがでしょう。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） それでは、特に他にございませんので、教育長報告事項についてはご了承願いたいと思えます。

それでは、日程第2の教育長報告について以上とさせていただきます。

---

### ◎日程第3

- （佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第3号 令和8年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題とします。

内容については、議案に基づき担当からご説明申し上げます。

指導室長。

- （飯田指導室長兼教育開発センター所長） 日程第3、令和8年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてでございます。

初めに、資料を1枚おめくりいただき、参考資料1をご覧ください。

文中の採択方針については最後に読み上げさせていただきますので、資料のほうから説明させていただきます。

参考資料1につきましては、教科用図書の概要についてであります。

採択する教科用図書の表がありますけれども、右側をご覧ください。

学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書は、毎年採択を行うことが可能となっておりますので、ご確認いただければと思えます。

次に、参考資料 2 につきましてご説明させていただきます。

参考資料 2 につきましては、教科書採択に関する法令でございます。1 枚おめくりいただきまして、⑫義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条をご覧ください。令和 8 年度使用小中学校用教科書の採択におきましては、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての無償措置施行令第15条第 1 項の規定により、次のページの、義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第 6 条の各号に挙げる場合を除いて、今年度に同一の教科書を採択しなければならないこととされておりますことをご確認いただければと思います。

1 枚おめくりいただき、参考資料 3 をご覧ください。

参考資料 3 につきましては、愛甲採択地区協議会の規約になります。

次のページ、第13条（小委員会）をご覧ください。

愛甲採択地区協議会の規約第13条には、教科用図書の採択替えのない年度については、第 8 条の規定によらず、関係町村教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行うこととしておりますことから、それに基づき、今年度は愛甲採択地区協議会を小委員会という形で開催し、採択の進め方について協議を行い、7 月に開催されます定例教育委員会で愛川町・清川村の採択をしていただきます。

その後、8 月には採択結果の報告を県教育委員会と学校に行うとともに、来年度に向けて需要数の報告を行います。

採択に係る流れについては以上でございます。

それでは、最初の資料に戻っていただきまして、（案）令和 8 年度愛川町立小・中学校で使用される教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について、読み上げさせていただきます。

先ほど、愛甲採択地区協議会の規約第13条に記載のとおり、採択替えのない年については、この方針（案）の（1）の 3 行目に記載の教科用図書愛甲採択地区協議会は、小委員会に替えるということになっておりますので、小委員会と読み替えて聞いていただければと思います。

それでは、読み上げさせていただきます。

愛川町教育委員会は、令和 8 年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において適正かつ公正な採択が確保できるよう、次の

とおりの採択方針を定める。

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究及び協議を行うこと。

(2) 教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

(3) 採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を調べ、円滑な採択事務に支障を来す事態が生じないように努めること。

以上でございます。

では、採択方針の決定に向けてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○(佐藤教育長) これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

特にご意見ございませんか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) それでは、今、提案ありましたように、今後のスケジュールですね、それについてご説明ありましたけど、その方向で7月の定例教育委員会に出るといことですね。その中で教育委員さんのほうにまた判断していただくという流れになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第3号 令和8年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4

○(佐藤教育長) 次に、日程第4、議案第4号 令和7年度町一般会計補正予算(教育関連)についてを議題といたします。

内容については、議案に基づき担当からご説明を差し上げます。

指導室長。

- （飯田指導室長兼教育開発センター所長） それでは、日程第4、令和7年度町一般会計補正予算（教育関連）についてでございます。

お手元の提出議案第4号をご覧ください。

それでは、1枚おめくりいただきまして、横長になりますけれども、令和7年度（6月）町一般会計補正予算（教育関連）をご覧ください。

今回の補正につきましては、教育委員会内では指導室のみということになっております。

それではご説明いたします。

まず、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業の概要についてご説明いたします。

本事業は、児童生徒が主体的に学ぶことの意義や楽しさを感じ、学習意欲を高めるとともに、学校や家庭、地域がそれぞれの役割を確認し、児童生徒の学びの質を向上させるため、県教育委員会が市町村教育委員会に実践研究を委託するものであり、委託を受けた各学校においては、学力の向上を目指して児童生徒及び地域の実情や課題を踏まえ、学びに向かう力を養い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、家庭・地域との連携を得て実践研究を実施し、その結果の普及を図るものであります。

補正予算につきましては、こちらに記載のとおり、歳入では外国につながりのある子どもたちの学校生活の充実という観点から、インクルーシブな学校開発の推進を目的として、神奈川県教育委員会、JICA横浜、愛川町教育委員会が協働して研究開発を行っている愛川プロジェクトについて、県が教育課題に対する実践研究を愛川町教育委員会に委託することとなりましたことから、歳入予算に44万円を増額するものであります。

また、歳出では、新たにかながわ学びづくり推進地域委託事業に採択された愛川プロジェクトの実践に係る講師謝金を支払うものであり、愛川プロジェクトに係る講師謝金44万円を歳出予算額に増額するものであります。

以上になります。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。  
ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。
- （梅澤委員） 良いことだと思います。
- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

ご存じのように、中津小学校で外国籍の子どもたちを対象としたインクルーシブ教育「愛川プロジェクト」を今進めています。このプロジェクトでは、講師の先生に来ていただいて、その講師代を昨年度までJICA横浜が支払っておりましたが、今年度は、県から町への歳入で講師代が出ることから、町で支払うことになるということです。今、梅澤委員さんが言われたように、良いことだと思っております。

他にご質疑等はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- (佐藤教育長) それでは、特に他に質疑ございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第4号 令和7年度町一般会計補正予算(教育関連)について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5及び日程第6

- (佐藤教育長) 続いて、日程第5、議案第5号 学校運営協議会委員の委嘱について及び日程第6、議案第6号 愛川町社会教育委員の委嘱についての審議を行いますが、本件については個人情報を取り扱うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないようでありますので、議案第5号及び議案第6号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

---

◎日程第5【非公開】

---

◎日程第6【非公開】

---

◎その他

○（佐藤教育長） それでは、会議を再開いたします。

日程第7、その他を議題といたします。

委員の皆様から何かご発言等ありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、事務局から何かございますか。

（「特にございません」との声あり）

---

◎閉会

○（佐藤教育長） それでは、以上で5月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、5月定例会を閉会とします。大変お疲れさまでした。

なお、次回の教育委員会定例会の日程は、6月24日の午前9時からこの201会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和7年6月24日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

齋 郷 浩之

教 育 委 員

梅澤 秋久

教 育 委 員

篠崎 美和

教 育 委 員

袖山 浩一

調 整 職 員

池村 茉莉子